



News Letter

Vol.12

喜びと笑顔に出会うために

2020年(令和2年)1月1日発行

新年明けましておめでとうございます

阪神・淡路大震災から25年が経ちました。昨年末、25回目のルミナリエ点灯式に出席させていただく機会を得ましたが、ヘリコプターの音が聞こえる中で、「しあわせ運べるように」の合唱を聴くと、あの震災の記憶がはっきりとよみがえり、涙がこみあげてまいりました。あの震災のあとも東日本大震災はじめ多くの震災や、台風や大雨による被害が毎年のように次々と発生し、犠牲者の数が報道されるたびに、私たちの生活は、この災害列島のうえにあるのだと否が応でも感じさせられる昨今です。

そして、この災害列島の上では、超高齢社会が進んでいます。全人口における65歳以上の人口の割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会といいますが、日本は、すでに1970年で高齢化社会になり、1994年に高齢社会、そして2007年に超高齢社会となっているのです。しかも、この高齢者率の割合は今後も高くなり、2036年で33.3%、2065年には38.4%に達するとされています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年7月推計）」）。

経済社会という観点から言えば、超高齢社会は、経済発展を難しくする社会ということになりましょう。しかし、私たちは、この時代のこの社会に生きており、このことを避けては通れません。今こそ私たちのひとりひとりに個人の尊厳を取り戻す信念が求められていると考えます。

近時、法律家の間でも、高齢社会というくくりで、住居、生活資金、財産管理、事件事故、介護そして意思能力や意思決定などを研究しなければならないという機運が出てまいりました。

今回のニュースレターでは、高齢社会という観点で特集を組んでみました。法の世界で、高齢社会をどうとらえていけばよいのか、具体的なご依頼案件において模索を続けながら研究してまいりたいと考えております。どうか、本年も当事務所をご愛顧いただきますようよろしくお願いいたします。

2020年（令和2年）1月

弁護士法人神戸シティ法律事務所
代表社員 弁護士 井口 寛司



1 人口減、労働力不足時代

超高齢社会の中心問題は、「少子」がセットされた生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）の減少です。2015年国勢調査で生産年齢人口は、総人口1億2520万人のうち7592万人でしたが、少子化の進展により、2025年には7085万人、2060年には4418万人（総人口8674万人）まで減少すると推計されています。人口が減少しながら高齢者が増加し、生産年齢人口が減少するという事態は、高齢者雇用増、女性労働力の積極的活用、外国人雇用増などの労働力増加政策、そして、AIやロボットなどの積極的導入のみで解決できる問題ではないことは誰の目からも明らかです。

2 過剰サービス時代の終焉

これまで日本人は、戦後の高度成長期のなかで不足するモノが満たされる時代を経験し、その後の失われた30年といわれる低成長時代においても、過剰なサービス経済社会で過ごしてきました。あれもこれもとモノがあふれ、サービスが充実し、しかもここ20年はデフレ時代の低価格で供給されるという恩恵を受けてきたのです。

しかし、すでに始まったこの労働力不足時代は、すべてにおいて労務によるサービスが不足し、お金を出してもサービスが買えない時代に突入したということを物語っています。

2009年当時、武田鉄矢主演の「降りてゆく生き方」（監督：倉貫健二郎、製作総指揮：森田貴英弁護士）という自主映画を観ました。この映画は、経済成長の行き過ぎを警告した映画で、人間の生活にとって何が大切かを気付かせてくれるものでした。

団塊の世代が70歳以上となるこの時代、モノやサービスがあふれていた時代を創り、それを知っている「高齢者」自身が、まず、モノやサービスが不足しはじめる時代に直面することになるわけです。私たち、高度経済成長期に生まれた世代も子ども時代に高度経済成長を経験し、自分の生活が日々便利になり続けた時代を生きた世代ですが、そろそろ自らが「生産年齢人口」時代を卒業した後の幸せな「降り方」を考えなければならない時代、「降りてゆく時代」に入ったわけです。そして、その対象は、団塊の世代や、高度経済成長を味わった世代に

とどまりません。これらの世代から教育を受け、あるいは経済優先社会のなかでサービスを受ける主体として「消費者」に仕立てられたすべての世代の人間に問いかけてられている課題なのです。

3 契約社会と権利と義務の関係

日本のモノやサービスは、ほんとうに過剰だと思います。洗濯機でも電子レンジでもスマホでも、すでに使えないくらいの機能が付加されていますし、レストランに行っても、ホテルに泊まっても、ここまで準備しますか？というくらい高度なおもてなしと高品質が供給されています。

しかし、そのサービスは、誰かの無理のうえに成り立っていることが容易に理解できます。誰かが休みを返上するからこそ、そのサービスができていたり、時間外手当を価格に転嫁できないままに無料になっていたりしていることがあるのです。

本来、付加価値を生み出すには、サービス提供者自身の価値と能力が前提にあります。契約社会では、そのひとつずつのサービスや品質に相当の対価が求められる関係があります。自分が欲するモノやサービスには必ず対価が伴うのです。

そして、誰かが権利を持つということは、誰かがその義務を負っています。つまり、自分の権利を大きく主張すると、常に誰かの権利が大きく棄損される関係にあるわけです。

しかし、「降りてゆく時代」には、自らがサービスを受ける主体であることを強調しても、無理は通りません。いくら保護されるべき権利者だと訴えても、その保護は満たされません。降りてゆく時代には、義務を負担する救援者が不足しているからです。

4 ちょっとずつ辛抱することで主体性を回帰する

この時代での要諦は、ひとりひとりがちょっとずつ辛抱することだと思います。権利行使者と義務負担者は、いずれも自立した主体的な人間です。それぞれに個人の尊厳が保障されなければなりません。契約もなく、対価もないなかで、どちらかが一方的に権利行使することは許されるものではありません。

そういう意味で、これまで過剰なほどに満足を覚えていたすべての日本人は、それぞれの適正な権利

を知り、対価を知り、自分が欲するところに従うのではなく、自分の権利として適切な行使となっているのかを考えることが重要です。権利行使を過剰なまでに求めることを当然としてきたすべての世代が、少しずつみんなが権利行使を辛抱するという、「降りてゆく時代」の新しい生き方を採用するほかないのです。

権利行使において「足るを知り」ますと、相手の立場が理解できます。そこに隙間が生まれます。バッファが生まれます。これまではこのような隙間はないように思ってきました。誰かがその隙間を意識的に埋めてくれたからです。しかし、「降りてゆく時代」にはこれを埋める人がいません。十分に埋めてくれていると感じるとしたら、それは相当高額な対価を支払っているか、高額な対価を支払っていないとすれば、知らない間に、自分から見えない対価が吸い上げられているかのどちらかだと思います。相当な対価も支払わずに、本来ありえないところまでサービスが行き届いているのは、自分が見えない対価を支払わされているのです。満足しているつもりが、実は、満足させられている消費者に堕しているのです。最も重要な個人の尊厳を対価に差し出しているのです。

だから、「降りてゆく時代」には、自らが、この隙間を意識的に作ることで、自分の個人の尊厳が守られるように思うのです。ひとりひとりが辛抱すれば、相手の主体性に気付き、相手との間に隙間が生まれます。それが自分の主体性を守ることにつながります。これがほんとうの幸せだと思うのです。

この隙間を生じさせるちょっとした辛抱が、その人を保護客体から法主体に転化してくれます。この主体性への回帰こそが個人にとって幸せな感覚なのだと気づかせてくれるはずです。

5 超高齢社会の問題解決

超高齢社会は、肉体能力、意思判断能力ともに低下するという動物としてどうしようもない現象を伴います。そのためどうしても高齢者には「保護」という視点がクローズアップされてまいります。しかし、「降りてゆく時代」において、自らの欲望を100%満足させるのではなく、ちょっと辛抱してみることで、「個人の尊厳への主体性回帰」が生ま

れるように思うのです。居住、介護、生活資金、財産管理などの超高齢社会の法律問題解決に指針が与えられると思っています。

『指定管理者制度 問題解決ハンドブック』 を出版いたしました。

編著者：宮脇淳
著者：井口寛司／若生幸也
東洋経済新報社
2019年10月31日発行



このたび、『指定管理者制度 問題解決ハンドブック』を出版いたしました。私は、「第3章―指定管理者制度の法的検討」及び「第4章―指定管理者選定審査とプロセスの課題」を担当しております。

指定管理者制度は、地方自治体が行政財産を住民に使用許可するにあたって、指定管理者に使用許可権限を授与する業務委託契約であるとして認識されています。そして、従前の議論は、公の施設である限り使用許可権限を授与するという建前を維持することで、住民の施設の利用関係の実態を直視せずにきました。

しかし、指定管理者と利用者の関係をみると、利用者が指定管理者との間で使用許可を受けて当該公の施設を利用しているというよりも、私法上の利用契約を締結して当該公の施設を利用していると考えるほうが合理的な理解が可能です。にもかかわらず、この使用許可権限に関するドグマ的な理解が、指定管理者制度の理解を困難にし、民間事業者と地方自治体の関係を縦にしたまま民間事業者のノウハウや技術を活用するというジレンマを生じさせてきたのです。

本書では、指定管理者制度のあいまいな部分にあえて踏み込み、指定管理者と住民との関係の実態は私法上の利用契約関係であるとしたうえで、使用許可という地方自治法上の建付けは維持しつつも、自治体と民間事業者との関係を対等にとらえなおすことにより、民間のノウハウや技術を遺憾なく発揮すべきだということを提言しているものです。

本年3月17日には、「政策コンテンツ交流フォーラムKOB E」の拡大版として、本書を元にした勉強会を開催いたします。ホームページに開催概要など掲載しておりますので、ぜひご覧ください。(井口 寛司)

政策コンテンツ交流フォーラムKOB Eの
ホームページはこちらです。
⇒ <https://seisaku-kobe.jp/>



高齢多死社会において「死」を考える

弁護士 石橋 伸子



生活と切り離された死

高度経済成長が始まったとされるその年に産まれた私は、赤ちゃんを抱っこした経験もほぼないまま自らの出産を迎えて子育てをすることになったが、身近な人と死に向かう時間を共に過ごしたこともなかった。人の生死は生活の中にほぼなかったと言っていると思う。

人はどの様に自らの死の時を迎えるのかは、私の長年の疑問であり課題であった。

死に触れたとき

遺産分割協議書に署名をもらうため、依頼者の高齢の女性が入院した病院を訪ねたことがある。35～36歳のころだったと思う。その女性は、もう食物は摂っていない、水を少し飲んでいるだけとのことだったが、ベッドに起きあがって、きっちり署名をされた。そして「最近、急にみんながお見舞いに来る。見舞いにも来なかったって言われたくないからなんですよ。」等と皮肉までしっかり言われるのであった。その女性は数日後に亡くなられた。訃報に接したとき、最後まであんなに意識清明でいられるものなのか、ベッドに横たわったあまりにも小さくなった身体との対照もあいまって鮮明な印象が残った。自分もいずれ歳をとってあの世に行くのだろうが、あの女性の様に最後までしっかりしていいたいと思ってきた。

4年前、父をあの世に送った。大変元気な高齢者だった人が、末期すい臓がん、余命3ヶ月と告知されて谷を転がり落ちるように最期を迎えた。その最期の時、義姉が思わず「しっかりして」と父の肩を揺さぶった。息を吹き返すだろうかとの期待と、静かに逝かせてやりたいという思いとが交錯した。父は不愉快だと言わんばかりに眉間にグツとしわを寄せた。私は義姉が揺めるのを止めて、父の眉間のしわを懸命に伸ばし始めていた。父はあの死の瞬間まで意識があった、生きていた。

認知症は死の恐怖に苛まれることなく逝くためだろうか考えたこともあるが、少ないけれども近

しい人の死の時に接した経験から、認知症とならずとも恐怖とともにではなく、意識清明のままで死を迎えることはできるのだと確信している。

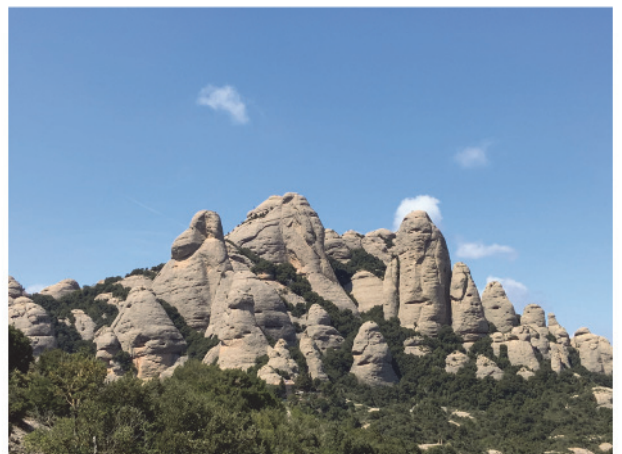
死を受け入れるということ

「人工知能と人間の知性が融合して創出される未来社会」と題する理化学研究所の桜田一洋氏の講演を聴く機会があった。新聞記事によるとあまり表面化していないが病院では死の恐怖からか、患者が医師や看護師に「死んだ後はどうなるんだ」から始まって暴言を吐いたりすることも多い、近代科学の誤謬は、自然や人間を機械のようなものとみなすことである、「見たいものを見る」という脳のあり方は死においては役立たない、自分の死んだあとに自分の心が相手の心に残っているという確信が死を創造的なものに変えると述べられた。

「見えないものを見る」という考え方なくして死を受け入れることはできないということだと理解する。

共に生きていくこと

多死社会にあってもやはり死は生活の外にあるように感じている。統計としての多死社会を論じて、個々人にとって、自分の、あるいは身近な人の死にどう向き合えば良いのかは全く別の問題である。フィロソフィが必要だ。いつどのようにやってくるのかは分からないが、死について考えることは、人が人として共に生きていくことを考えるきっかけを与えてくれる。



モンセラート（スペイン カタルーニャ州） 撮影：石橋伸子



私の父は今年で75歳、母は73歳になります。

私は、これまで、両親の住居や財産について、「私たちのことは自分たちで決めるだろう。」と思っており、積極的に関与することがありませんでした。また、私が口を出すことで、本人の意思決定に変な干渉をしてしまうのではないかと、場合によってはそれが家族間の不和や紛争の種になるのではないかとという恐れもあり、「まあもう少し先でいいか。」と、話を切り出すのを先延ばしにしてきました。しかし、ちょっとした体の衰えを目にするに付けて、このままでいいのだろうかという不安を感じています。

どう話を切り出したらいいものかと考えている中で、私はふと18年前の自分の結婚式の日のことを思い出しました。私は、披露宴に参加していただいた方々を前に、ここにいる人たちとの関係の中で、現在の自分が形作られているのだという感覚を覚えたのです。その中には、とりわけ大きな存在として両親が

いました。

両親にとってもきっと同じことが言えるのではないかと思います。二人の中にも子供である私や姉との関係があり、それが二人の人生の小さくない部分を形作っているはずで、そのことに気がつく、気持ちになった気がしました。私が口を出すことで両親の意思決定に干渉することがあったとしても、それもまた二人の人生なのではないかと。

実家の居間には、長く私の結婚式の日に撮影された両親の写真が飾られていました。私の中の両親は、今でもその時の姿のまま20年間変わらずにいます。あるいは姿を変えることを私が拒んでいたのかもしれませんが、この状態のまま話をしても噛み合わないのではないかと気がします。今現在の姿の両親が確かに私の一部になっていると感じることができたとき、自然と話ができるのではないかと思います。



ご高齢の方の意思を生かした問題解決のために

弁護士 辻野 智子

私の祖母の場合

最近、私の実家でも、今年で95歳になる祖母が注文した大量の化粧水が届き、父が大激怒するという事件が起きました。届いた化粧水自体は昔から祖母が愛用している信頼のおけるもので、念のために多めに注文したことが原因であったことが判明し、事なきを得ましたが、「もうおばあちゃんには自由に買い物させない」と激怒した父の剣幕を目の当たりにして、ご高齢の方の意思確認に関して、考えさせられるところがありました。

消費者被害対策を例に

「知識」「社会経験」が乏しいことからトラブルに巻き込まれやすい若者とは異なり、ご高齢の方は、「お金」「健康」「孤独」などにまつわる不安をあおられることで消費者被害に遭ってしまう傾向が強くなります(独立行政法人国民生活センターHP参照)。

そのため、ご高齢の方の消費者被害の対策にお

いて、財産を狙う悪徳業者に付け入らせる心の隙間を作らないよう、関わりのある周囲の方々が見守りを行うことの必要性・重要性が強調されています。

しかし、見守りを超えた過度な干渉は、かえってご高齢の方に不自由な生活を強いることに繋がりがねません。というのも、客観的には財産の散逸を防ぐことができていても、主観的には「これを買いたい。」「これを使いたい。」「ここに行きたい。」という本人の意思を阻害し、活力さえ奪う結果になることが往々にしてあるからです。

そして、このような見守りを超えた過度な干渉が招く望まざる結果は、何も消費者被害の対策に限った話ではありません。

真の意思を生かした問題解決

ご本人には、ご自身の意思を明らかにしてもらえよう勇気づけを、見守られている周囲の方々には、ご本人の意思とともに尊重してもらえよう働きかけを行うことで、ご高齢の方の意思を生かした問題解決をご提案・実践していきたいと思っています。



1 黒字廃業企業の増加

ここ数年、「経営者の高齢化」「黒字廃業企業の増加」というニュースが繰り返し報道されています。

中小企業庁によれば、黒字状態で廃業した企業の割合は 50.5%、利益率が 10%以上の企業が 13.6%、20%以上の企業が 6.1%だったとされています。技術やノウハウに定評のある多くの優良企業が廃業を選択せざるを得ない状況となっています。

帝国データバンクによれば、兵庫県の休廃業・解散率は全国で7位となっており、2025年には日本企業の3分の1にあたる127万社が後継者不足などで廃業するリスクに直面するそうです。

2 身近となったM&A

このような中で、事業をM&Aの形で承継していくケースが増加しています。M&Aといえば大企業の再編に利用されるというイメージがあるかもしれませんが、中小零細企業においても事業承継の手段として身近になっています。その理由の一つとして、社内の後継者に承継する場合にも結局M&A（株式譲渡）の手法が用いられることがあると考えます。

株式譲渡は、現経営者に支給する退職慰労金を適切に設定し、株価を評価して後継者に譲渡し、後継者は金融機関等から融資を受けてこれを取得する、という手法が典型であり、後継者が社内にいる場合でも、社外の第三者である場合でも、基本的な部分は同じです。

株式譲渡によるM&Aは、事業承継を行う企業としては必ず検討されるべき手段となっています。

3 M&Aの相手を探す方法

後継者を社外に求めるとき、同業者に声をかけて自社の内情を詳細に開示するのは抵抗があるもので

す。そのような場合、M&Aの仲介サイトや自社の取引金融機関にM&A候補者探しを依頼することが有力な選択肢となります。

M&Aは、いわば企業同士の結婚のようなものですので、容易に相手方が見つかるとは限りません。事業承継が視野に入ったときは、早めに動き出す必要があります。

4 承継にあたって準備すること

M&Aをするには、取引の前に、対象会社の事業にどれほどの将来性があるのか、過去の税務申告は適切に行われているか、法令を遵守しているのかを買い手が調査するのが一般的です。

私も多くの企業から調査のご依頼をいただきましたが、法令遵守がおざなりとなっている企業を多くお見受けします。その場合、M&Aにリスクがあると判断される可能性が出て参ります。ご参考までに、私の感覚で、法令遵守の観点から問題となることが多い上位3つを掲げてみました（下図参照）。

いざ相手が見つかったときに敬遠されないよう、会社の内部体制を整えていただき、リスク要因を排除していくことが不可欠と考えます。

	問題点	原因の例
1	現株主がそれ以前の株主から適法に株式を取得しているか不明	株券発行会社であるにもかかわらず株券が発行されていない、株式譲渡を承認する取締役会決議または株主総会決議が行われていない、など。
2	株主総会議事録や取締役会議事録の有効性に疑義がある	取締役の印鑑を代表者が管理している、利害関係人が決議に参加している、など。
3	労務に関する簿外債務の存在が強く疑われる	従業員の労働時間がタイムカード等で管理されていない、残業代が精算されていない、など。

高齢者の再犯を防ぐために

弁護士 中馬 康貴



高齢者による万引き事案の刑事弁護を担当した際に印象に残ったことがあります。私は、初めて話をするとときに、犯行に至った動機を聞くのですが、その動機が「寂しかったから」

「時間を持て余していたから」「刺激が欲しかったから」という内容だったのです。

通常、万引きの動機といえば、手持ちのお金が無か

ったからとか、お金を払いたくなかったからという動機だろうと思っていた私は、「そのような動機もあるのか」と驚いたことを覚えています。

必ずしも経済的理由が万引きの犯行動機であるとは限らなかったのです。

そして、それら的高齢者の方に共通しているのは、一人暮らしであったり、家族との交流が希薄になってしまっている等、社会との関わりが希薄になって



1 両親の財産管理を任されたときは

高齢のご両親の財産管理をしている方から、「兄弟から両親の財産、特に預貯金を私的に流用しているとの疑いをかけられて、今後は自分が財産を管理するから預金通帳などを引き渡せと言われている。もちろんやましいことはしていないし、その兄弟に預貯金通帳等を渡すと、それこそ両親の財産がどのように使われてしまうか分からないから、渡すわけにはいかない。どのようにしていけば良いか。」といったご相談をいただくことがあります。

2 収入・支出をエビデンスとともに記録しましょう

私はこのときいつも、これまでどのように財産管理をされてきたのかを確認するとともに、預貯金口座からの出金について内容・使途をすべて説明できますかとお尋ねします。その際、特に記録も付けていないし、レシートも残っていないので大まかにしか説明ができないという方に対しては、ますます忘れていくので、今のうちにできる限り記憶を喚起して整理しておきましょう、そしてこれまで通りご両親のために出金、支払等はしていけば良いですし、そのようにすべきですけど、今後は、レシート等は残し、Excel を利用するなどして出納帳（家計簿）を作っていくようにしましょうとアドバイスするようにしています。

近い人とはいえ自分以外の人の財産を管理する以上、経理担当者になったつもりで、ご両親を含めて誰から説明を求められてもしっかり説明できる状態にしておくことが必要ですし、そのようにすることが、あらぬ疑いを掛けられたときに自身を守ることにもなります（認知症の進行等により、ある日突然、自身を信頼してくれていたはずのご両親からも疑わ

れるようになり、大変な思いをするということも、経験上珍しくありません。).

3 さらに財産管理契約の締結も有効です

また具体的事情によりますが、ご両親が既に判断能力が不十分な状態になっている場合は、成年後見制度の利用を検討いただき、そこまでの状態ではない場合は、ご両親の意思で任されているということを確認するためにも、ご両親と書面で「財産管理委任契約」と「任意後見契約」を締結しておくことをお勧めしています。収入・支出の記録に加えて、ご両親がお元気なうちに財産管理委任契約を締結しておけば、後日兄弟にあらぬ疑いを掛けられること自体がほぼなくなると言っているでしょう。

4 民事信託という選択

ご両親において財産の名義が変わることに抵抗がなければ、信託も選択肢の一つとします。しかし、兵庫県の地域金融機関に確認したところ、金融機関では昨今、マネーロンダリング防止の観点から、預金について信託口座（※）の開設は原則として受け付けていないとのことでしたので、現預金の管理が中心の場合、この点は注意が必要となります。

5 最後に

最も重要なことは、①ご両親の財産からの支出はすべてご両親のために行うこと、②ご両親が必要とする支出をタイムリーに行うこと、③特に支出についてエビデンスとともに記録しておくことです。ご両親の財産管理をしている方、これからすることになる方は、将来、兄弟間で争いにならないように、これらの点を意識していただきたいと思います。

（※）信託口座とは、受託者が信託を受けた金銭を管理する口座として、自身の預金とは別にその旨を表示して作る口座です。

いる環境で生活しておられるという点でした。

万引き事犯における刑事事件では、被害弁償をするとか、親族を法廷に呼んで今後の監督を約束してもらうとか、本人の反省を促すということを行います。しかし、先ほどの犯行動機に接したとき、私は、ふと「それだけでいいのだろうか」と思いました。仮に執行猶予判決が出て社会に復帰したとしても、元の環境に戻ってしまうと、また同じことを繰り返してしまうかもしれません。

高齢者による再犯率が高まっている昨今、再犯を防止するという観点からは、従前の「社会との関わりが希薄になっている環境」を少しでも改善させるきっかけを作る活動を少しでも行っていくべきではないか。

私は、これまでの弁護活動の中でそのような活動を本格的にしたことはありません。しかし、少しでもより良い方向にもっていくために何をすべきか、答えは一つだけではないと思いますが、今後の弁護活動の中で模索していきます。



交通事故の当事者となった高齢者について、その知覚機能のレベルによって、事故状況を正確に記憶していなかったり、詳細に説明できない場合があり、事故態様や事故原因の解明に時間を要することがあります。

また、私の経験上、途中で依頼者の意向が変わることもあり、複数回の面談を通して、正確な意向確認を行う重要性を痛感したこともありました。

他方で、被害者となった場合は、交通弱者としての過失相殺の検討が必要になります。裁判において、高齢者（65歳以上）を理由に定型的に過失割合を10%前後有利に修正する傾向にあります。今後、高齢者が被害者となる交通事故がさらに増加することが予想されることを考えますと、高齢者の知覚能力や身体能力など、詳細な事情に基づき、個別具体的に過失

割合の判断をする必要があると考えます。

さらに人的損害が生じた場合は、事故前の身体的状態によって傷害に関する治療が長期化し、損害額の確定に時間を要することがあります。事故当時に既往症が認められた場合は、その既往症が治療の内容・期間にどこまで影響を与えたか、全体の損害額からどの程度減額するべきかを、医療記録等の分析を通じて判断することも重要になります。

私は、高齢者の方々がからむ交通事故については、具体的な事故状況や本人の意向がわかるまで、当事者から粘り強くヒアリングしたり、医療記録等の証拠を詳細かつ正確に分析することを心がけて、お互いに納得できる公平な紛争解決を実現したいと考えております。



公正証書遺言と遺言能力の担保

弁護士 二宮 淳次

公正証書遺言は、遺言者が、証人2人以上の立会いのもとで、遺言の趣旨を公証人に口授（口頭で説明すること）し、公証人が筆記した上で、遺言者と証人に読み聞かせ、両者が筆記の正確性について確認することにより作成されます。

遺言者が公証人に対し口授し、その説明内容や説明する際の状況について、公証人を含めた3人以上の者が確認することで、遺言者の遺言能力が担保されます。そして、推定相続人及び受遺者（遺贈を受ける者）とその配偶者及び直系血族には証人の資格が無いことから、遺言能力の判断への恣意を排除できます。

しかし、遺言能力の有無が不明朗な場合、公証人には公正証書遺言を作成すべきか否かという悩ましい問題があります。

この点、公証人法第3条は「公証人ハ正当ノ理由アルニ非サレバ嘱託ヲ拒ムコトヲ得ス」と規定していることから、公証人は、遺言者に遺言能力が無いこと

が明らかとならない限り公正証書遺言作成の嘱託を拒むことができないとされています。

このような場合、公証人は、遺言能力の判断過程を明らかにするため、医師の診断書等の資料提供を受けるほか、公証人が自ら確認した遺言者本人の状況等の要領を録取した書面を作成し、証書原本とともに公証人役場において保管するとの運用を行っているようです（法務省民事局編民事月報 Vol. 55 No. 7（平成12年7月号）民事局付検事原司「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取り扱いについて」の概要）。

公正証書遺言は、制度上、全ての遺言者の遺言能力を担保することができるものではありませんが、公証人による資料保全の努力によって遺言者及び遺された者にとって非常に有意義な制度として運用されていると言えます。

ご自身の最後のメッセージに関する後の紛争を予防するために、少しでも手間を掛けて、公正証書遺言を作成しておくことをお勧めいたします。

弁護士 井口 寛司 弁護士 石橋 伸子 弁護士 高島 浩
 弁護士 高橋 弘毅 弁護士 辻野 智子 弁護士 野村 洋平
 弁護士 二宮 淳次 弁護士 平田 尚久 弁護士 中馬 康貴
 弁護士法人神戸シティ法律事務所 【兵庫県弁護士会所属】

〒650-0033 神戸市中央区江戸町9番地1 東町・江戸町ビル5階
 TEL: 078-393-1350 FAX: 078-393-2250 <https://www.kobecity-lawoffice.com>

